

## 第2節 実践記録B 在宅障害がい児の生活と支援

## 1.短期入所及び日中一時支援事業

信濃学園では地域療育支援の一環として、在宅で生活している障がい児が家庭の事情により、一時的な施設利用を必要とした場合、地域のセーフティーネットとしての役割を果たすため、短期入所及び日中一時支援事業を実施している。

## (1)短期入所

介護を行っている家族が一時的に家庭で介護できない状況にあり、かつ、短期的な療育を必要とする在宅障がい児を対象に、セーフティーネットの機能として、短期入所による支援を実施している。

信濃学園は空床型短期入所方式であり、空いているベッドに受け入れる形となるので、受け入れ人数は、その時の入所利用者数により左右される。また、現実的には空床を確保している寮での受け入れとなるため、受け入れ可能利用者の性別・年齢がある程度限定されてしまう。受け入れ可能な利用者以外の利用希望も多数あり、また県下各地からの希望も聞かれている。

## (2)日中一時支援事業

在宅障がい児について、介護者の一時的な負担軽減を図ることを目的に、市町村から委託を受け、利用者の日中における活動の場を提供し、支援している。

土日や学校の長期休暇の利用希望が多く、短期入所利用を希望する利用者の体験的な意味での利用もある。

## 短期入所・日中一時支援事業利用実績

年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31/R元年度
短期入所	実人員	45	46	31	33	30
	延日数	145	155	93	83	71
日中支援	実人員	44	50	27	30	45
	延時間	325	404	177	183	310

## (3)短期入所及び日中一時支援事業利用者の支援会議への参加について

短期入所及び日中一時支援事業利用者については、養護学校や相談支援専門員により定期的で開催されている支援会議に信濃学園からも出席し、当該利用者の中・長期の生活設計が整うように関係機関と連携し、在宅における利用者支援の仕組みづくりに協力している。

## 短期入所及び日中一時支援事業利用者の支援会議参加状況

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31/R元年度
参加状況(件)	35	28	21	25	15

## 2.こまくさ教室

### (1)概要

こまくさ教室とは、在宅の発達に気がかりなお子さんとその保護者の方に向けて、家庭での生活の質の向上及び発達の推進を図ることを目的として、昭和60年4月から開始となった母子短期療育事業を前身とする療育相談事業の事である。かつては宿泊設備のある専用棟を設け、3泊4日の日程でお子さんの生活習慣の確立を援助するとともに、保護者へは在宅療育に必要な助言指導を行うなど、総合的な療育指導が実施されており、参加者達からは高い評価を得ていた。その後、市町村の相談事業の充実に伴い、現在の宿泊を伴わない療育相談事業として定着した。

こまくさ教室は平成31年度まで、年8回実施し、そのうち長野市と伊那市（駒ヶ根市）で1回ずつ巡回相談を行っていたが、昨今の社会資源の充実により、在宅のお子さんについての相談数の減少に伴って令和2年度は年6回の実施となり、巡回相談は中止となった。内容は、言語と生活、運動、自閉症発達障がい等に関する保護者の疑問や悩みの相談について言語聴覚士、理学療法士、作業療法士などが応じている。平成31年度（令和元年度）まで歯科医師による歯科相談も行っていたが、こちらも在宅のお子さんの相談数の減少に伴い、令和2年度から中止となった。

継続して参加している方もおり、誰にも相談できなかったが、講師に親身になって話を聞いてもらえた事や、専門的なアドバイスをもらえて子育てに前向きに取り組めるようになったといった感想を頂いている。

表4 こまくさ教室 年度別参加人数 (単位:人)

年度	H27	H28	H29	H30	H31・R元
実施回数	8	8	8	8	8
参加者	32	37	33	26	32

### (2)こまくさ教室公開講座

こまくさ教室の一環として障がいのある子どもを支える家族や支援者、地域住民等を対象に、地域での子育てに関する講座を年に1回開催している。(令和2年度はコロナ禍の影響により中止となる。)

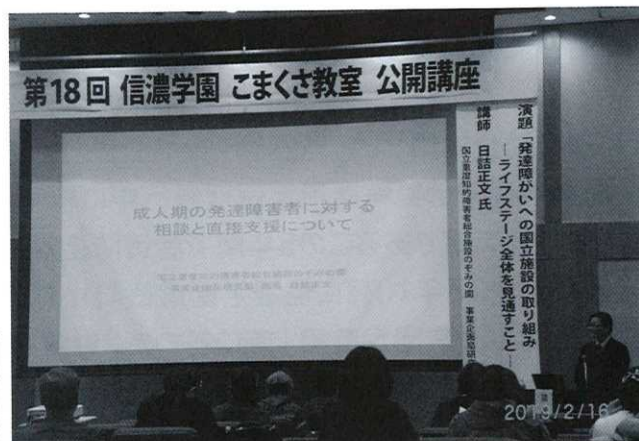
参加者からは、「今後の参考になった」や「具体的で勉強になった」等の感想をいただいている。また、参加職員からは「(H29年度の講座より)最後に本田先生がおっしゃっていた、インクルージョン「全ての人々が平等に参加できる社会」。みんな一緒は同じではなく共に、参加の仕方はみんな違って良い、全ての人々が心地よく参加できる為に時にはオーダーメイドの支援が必要という事に、感銘を受けました。これからの日々の中で、ひとりひとりの発達を知り、本人が興味を持つか?持たないか?を常に念頭に置き、支援していきたい。」と言った感想もある。

開催状況は下表のとおりである。

表5 年度別講座内容

	開催日	講師及び講座内容	会場	参加者
H27	平成28年 1月16日(土)	胡桃 薫氏 (松本市立女鳥羽中学校あさひ分校教諭) 「発達障害のある子どもの養育をアタッチメントの視点から再考しよう～息子(ASD)の養育・中学校での指導・地域生活が困難になった子どものケアから～」	キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館)	114名
H28	平成29年 3月4日(土)	安住 ゆう子氏 (NPOフトゥーロLD発達相談センターかながわ所長・心理士・特別支援教育士スーパーバイザー) 「自己表現能力を育む～感情の表現とコントロールを中心に」 感情のコントロールと気持ちの表現に関するSSTについて		107名
H29	平成30年 1月8日(月・祝)	本田 秀夫氏 (信州大学医学部附属病院子どものこころ診療部部長・診療教授) 「障害のある人たちの自立と、児童期に取り組みたいことー医療の立場からー」		133名
H30	平成31年 2月16日(土)	日詰 正文氏 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園事業企画局研究部部長) 「発達障がいへの国立施設の取り組みーライブステージ全体を見通すことー」		92名
H31・R元	令和2年 2月22日(土)	松本 理沙氏 「Sibkoto(シブコト) 障害者のきょうだい(兄弟姉妹)のためのサイト」共同運営者、北陸きょうだい会共同代表、金沢大学博士研究員 「障がい児のきょうだい支援」	波田公民館	99名
R2	新型コロナウイルス感染症対策のため中止			

【写真】こまくさ公開講座の様子



### 第3節 実践記録C 支援体制の整備

#### 1.権利擁護に基づく虐待防止対策及び個人情報保護

##### (1)虐待防止対策

信濃学園では第一期指定管理履行中に権利擁護推進係から虐待防止権利擁護委員会へと発展させ、第二期であるこの5年間で虐待防止対策を最重要課題の一つとして取り組んできた。

先ず平成28年10月に信濃学園虐待防止対応規程を定めた。この規程は、社会福祉法人長野県社会福祉事業団定款第1条に基づき、信濃学園が実施する事業の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、事業の迅速な改善を図るとともに、事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を擁護し、健全な支援を提供することを目的としている。

主な活動としては、年2回の実態調査（職員セルフチェック、早期発見チェックリスト、体制整備チェックリスト）を行い、集計後、実情の把握と共に分析、職員への周知を実施し、課題事項の見直しを行っている。

また、職員研修においても外部での研修を踏まえた講義を重ね、職員が絶えず意識を持って支援に当たることができるような環境作りに努めてきた。加えて、職員の意見交換の場を設け、支援の悩みや不安を共有し、抱え込まない環境作りにも力を入れてきた。

特にこの5年間では身体拘束について検討を重ね、平成29年10月に身体拘束ガイドラインを定め、以下の項目全てに当てはまる時以外の拘束は行わない事を取り決めた。

##### 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の三原則

下記の（１）～（３）のすべてに該当する場合、一時的な措置として、緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- （１）利用者本人又は他利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- （２）身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- （３）身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

信濃学園では身体をバンド等で拘束するようなことはないが、利用者の不穏時や療養時等において、本人及び他利用者への影響を考え、居室の施錠をさせていただく事がある。その際に取り決めに関して、県や児童相談所等の関係機関にも記帳方法等を相談のうえでガイドラインを作成し、特に保護者の方への十分な説明及び理解を賜り現在に至っている。こうした経緯を踏まえ、実践をする中で、虐待はもちろん、拘束の無い支援を日々目指している。

##### (2)権利擁護

「さわやか宣言21」（資料P75）に基づいて作成されている呼称表記マニュアルの読み合わせを、毎日の職員の業務引継ぎの中で行っている。読み合わせによる日々の啓蒙活動で、職員は利用者の人権を尊重する姿勢とはどのようなものであるかを内省する機会を得ている。

また、第一期指定管理期間中に試行錯誤を繰り返してきたオープン化については、平成28年度に利用者玄関にセンサーを設置し、日中時間帯の出入り口の開場を検討、保護者の皆さまへのアンケートによるオープン化推進に関する意向調査の実施等を行ってきた。外部からの侵入等のリスク回避を第一としながらも、利用者の権利擁護の観点から、できるだけ施錠を無くした施設を目指し、オープン化推進係を中心とし議論を重ねている。

#### 呼称表記マニュアルの一部

利用者の皆さんに、よりふさわしい呼称・表記を行うために、この啓蒙活動を毎日行い、以下のことを守ります。

◎呼称について（毎日実施）＊支援員は利用者名を入れて実施する。

- 1 学園を利用されている方の総称は、「利用者」とします。
- 2 通常の支援時は、男女ともに、「〇〇さん」と呼びます。
- 3 学園内での会議・ミーティング時は、「苗字さん」と呼びます。
- 4 家族の方々との会話時は、「名前さん」と呼びます。
- 5 関係機関との対話時には、「苗字さん」と呼びます。  
ただし、保護者同席の場合は、「名前さん」も可とします。

◎表記について（毎月第1月曜日に実施）

- 6 居室や食堂の表記については、「氏名さん」とします。
- 7 靴箱については、「苗字さん」とします。
- 8 業務日誌や支援経過記録については、「氏名さん」とします。
- 9 名簿類やケースファイルの背表紙については、「氏名さん」とします。
- 10 広報誌は、「苗字イニシャルさん」とします。
- 11 事業年報・情報提供書は、「氏名さん」とします。
- 12 個別支援計画（氏名欄）は、「氏名様」とします。
- 13 保護者宛のお便りは「名前さん」とします。

### (3) 個人情報の保護

信濃学園では、利用者一人ひとりの権利利益を保護することを目的として、長野県社会福祉事業団個人情報保護規則に準拠した信濃学園個人情報保護要領を定めている。また、信濃学園内には利用者個人のほか家族等に関する情報等も集積されているため、個人情報の取り扱いには規則及び要領を厳正に適用することが求められている。広報誌等への写真の掲載については、毎年保護者への移行確認を行い、個人情報の保護を徹底している。諸行事などで不特定多数の方々に来園される際や広報紙による情報発信の際などに規則や要領に抵触しないように、チェック機能を生かしている。

### 2. 個別支援計画、支援経過記録及びSS目標

信濃学園では、有期限有目標を方針の一つに掲げて利用者支援に当たっている。有期限とは、期間を定めるということで、有目標とは、達成すべき目標や目的を定めるということである。目標を一定期間内に達成する支援を実践していくことが支援の要となっている。

#### (1) 個別支援計画について

平成18年10月から、障害児入所施設への入所方法が、それまでの措置制度に加え契約制度も導入された。特に契約制度においては、サービスをどのように利用するかは、本人あるいは保護者が選択し決定することとなった。そのため、本人や保護者の意向や課題（ニーズ）を明らかにし、それに基づいて、どのような状態を目指し、どのように支援するのかという個別支援計画に基づいて支援目標を設定することとなった。支援の統一性や継続性が求められるため、ケアマネジメントの手法を用いながら、班、寮、係さらには信濃学園というチームによって、共通理解を持ち利用者を支援していくこととしている。また、保護者に支援経過の状況を説明する資料としても活用している。

#### (2) 支援経過記録 I・IIについて(記録の目的)

設定された支援目標の実践経過を記録するものとして、支援経過記録I・IIの様式を用いている。支援経過記録Iは、主に支援目標の重点に沿った支援実践を記録し、支援経過記録IIは、関係機関等との対外的な交渉経過等を記録するものである。

これは、社会福祉施設としての業務内容を示す公的な資料であるとともに、支援のステップアップにつなげるための、また支援の統一性を図るための記録である。

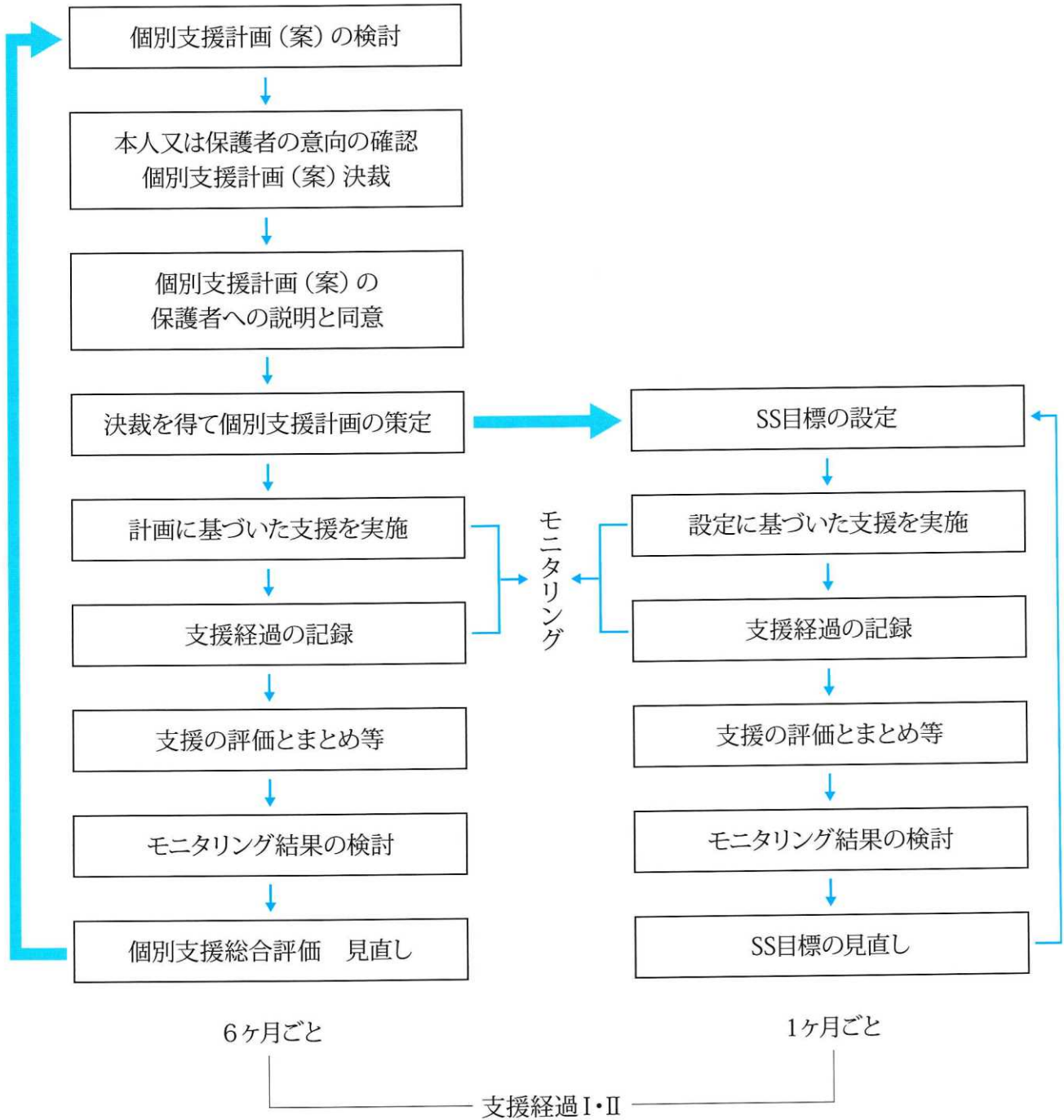
#### (3) スモールステップ(SS)目標について

支援目標の中で特に力を入れる事柄（重点目標）を達成するために、1ヶ月単位で取り組む、より具体的なスモールステップ(SS)目標を設定して、職員全体で共通理解を持ち、統一した支援が日々できるようにしている。

SS目標は、班会議において班長が進行して作成し班長の確認を得た後、毎月初日までに個別支援計画・支援経過記録推進係員が職員に周知することとし、班会及び班員の中で、各利用者のSS目標についての評価、モニタリング、確認及び検討を行うことにしている。

SS目標は、重点支援目標の中の1つの項目として設定し、達成されれば、SS目標を変更及び設定する項目を別の項目に変更するようにしている。

個別支援計画プロセス (ケアマネジメント手法)





### 3.危機管理

近年、全国各地で地震、水害等の大きな災害が頻発している。信濃学園では、大規模災害に備え危機管理委員会を設置し、防災に関するマニュアル策定、設備・備品の活用、避難訓練等を行い、施設の安全対策を講じている。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症について、危機管理委員会と保健衛生係が協同して重点的に対策を講じた。

#### (1)新型コロナウイルス感染症対策

信濃学園では、利用者が集団生活をしており、一度、施設にウイルスが持ち込まれてしまうと、あっという間に利用者や職員に感染が広がる恐れがある。また、利用者の中には、基礎疾患を抱えている方もおり、感染すると重篤化する可能性がある。

このため、「施設内に持ち込まない、持ち込ませない」を合言葉に、感染防止対策を講じた。地域の感染状況や国・県から発出される最新の通知や情報などを考慮し、信濃学園の基本方針（資料P77）を策定した。この基本方針は、地域の感染状況が変化するたびに、信濃学園内で協議をし、更新を重ねた。

また、実際に感染利用者が発生した場合も想定し、施設のゾーニング（区域分け）方法、職員体制、支援方法を定め、感染防護具、消毒液、非常食、衛生用品等の物品の備蓄をした。さらに、全職員を対象とした、感染防護具の着脱方法の研修を行った。

新型コロナウイルス感染症が収束するまで、こうした対策を継続することが必要である。



研修の様子

## (2)防災

信濃学園では、年度当初に制定される信濃学園総合防災計画に基づき、毎月1回、避難訓練を行っている。

また、地域防災協定に基づき、毎年1回、波田20区町会の住民に参加していただき、大地震を想定した総合防災訓練を実施した。(令和2年度は、感染症対策のため、地域住民不参加で規模を縮小して実施した。)



避難訓練の様子

## (3)防犯

平成28年神奈川県相模原市の障害者施設で起きた殺傷事件を受け、信濃学園では平成29年度から、毎年1回、防犯訓練を行っている。平成30年度は、波田交番職員に不審者役を担っていただき、不審者侵入を想定した訓練を実施した。令和元年度は、さすまたの使用方法について訓練を実施した。

非常通報装置(110番指令室直通)、防犯カメラ、催涙スプレー等の防犯設備・備品を設置し、活用している。



防犯訓練の様子

## 4. 苦情解決対応

## (1) 学園の苦情解決制度

信濃学園では、「社会福祉法人長野県社会福祉事業団における福祉サービスに関する苦情解決要綱」及び「信濃学園福祉サービス苦情解決要領」に則り、苦情解決委員会体制を整え苦情対応に当たっている。

## ◎苦情解決委員会体制

委員名	職名等
第三者委員	主任児童委員
〃	元20区町会長（地区代表者）
苦情解決責任者	所長
苦情解決委員	支援課長
苦情解決受付担当者	支援係長
苦情解決委員	支援課 職員
〃	〃

## (2) 苦情解決の状況

毎年、年度当初に第三者委員を含めて打ち合わせ会を行い、情報交換や意見交換を行っている。第三者委員には、信濃学園の行事にも出席願ひ、利用者と触れ合う機会を設けていただいている。

毎年1回行われる、苦情解決システム研修会に第三者委員や苦情解決受付担当者等が出席し、必要な事項の研修を行っている。

苦情解決に関する受け付け状況は表6のとおりである。

受付件数が少ない実情にある。

表6 苦情受付状況

内 容	日常生活に関すること	不適切な支援・言動に関すること
平成27年度	1	0
平成28年度	0	0
平成29年度	0	1
平成30年度	0	0
平成31年度 令和元年度	0	0

## 5.サービス評価と情報公開

### (1)サービス評価

信濃学園では、提供しているサービスについて各種の評価を実施し、この結果を事業に反映させ、サービスの質の向上につなげるよう努めているところである。

#### ア 利用者及び保護者・家族への満足度調査(年1回実施)

契約利用されている利用者の保護者を対象に信濃学園で作成した調査票を郵送し、無記名で回答していただいている。令和元年度からは日中一時、短期入所利用者の保護者にも調査票を郵送し回答していただいている。保護者からいただいた生活環境やサービスに関する意見に基づいて改善方法を検討し、職員に周知するとともに結果を保護者に報告している。

利用者への満足度調査については、令和2年度より文章だけでの調査ではなく視覚的に分かりやすくなるよう、設問に対しての絵カードを作成し調査を実施した。

#### イ 職員によるサービス自己評価(年1回実施)

信濃学園の全職員を対象に、福祉サービス第三者評価に用いる設問紙を援用して、職員によるサービス自己評価を実施している。日々の支援や業務を振り返り、改善を要する点について検討することで意識向上につなげることができている。

#### ウ 福祉サービス評価委員会(年3回実施 ただし、第三者評価受審年度は年2回)

保護者、地域住民、ボランティア、関係機関等の代表の皆様に福祉サービス評価委員に就いていただいている。委員会では毎回共通の議題の他、各回の議題を設けて職員から状況や調査結果等を説明し、委員の皆様には信濃学園のサービスのあり方について評価していただいている。平成28年度以降のサービス評価委員会で取り上げられた議題は次のとおりである。評価結果は信濃学園ホームページに掲載されている。

福祉サービス評価委員会・議題		
各回共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・信濃学園事業計画・業務概要(各年度第1回)</li> <li>・事業の進捗状況・学園の状況(各年度第2回、第3回)</li> <li>・利用者の状況(毎回)</li> <li>・学園食試食(年1回)</li> </ul>
28年度	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信濃学園の平成28年度事業計画、指定管理第2期の方向性について</li> <li>・利用者の状況について</li> <li>・指定管理第1期の実践報告について</li> <li>・虐待防止・権利擁護に向けた取り組みについて</li> </ul>
	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の動向について</li> <li>・利用者満足度調査結果について</li> <li>・虐待防止職員セルフチェック結果について</li> </ul>
	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28年度事業報告、利用者動向について</li> <li>・虐待防止セルフチェック結果について</li> </ul>
29年度	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度事業報告、平成29年度事業計画、利用者の状況について</li> <li>・虐待防止・権利擁護に向けた取り組みについて</li> </ul>
	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況について(寮間の異動、未入学児の受け入れ、成人施設への移行の状況等)</li> <li>・信濃学園の研修体制について</li> <li>・満足度調査の結果について</li> </ul>
	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況について(未入学児の受け入れ、成人施設への移行の状況等)</li> <li>・平成29年度事業報告について</li> <li>・虐待防止職員セルフチェック結果について</li> </ul>
30年度	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画について</li> <li>・利用者の状況について</li> <li>・県第三者評価結果について</li> <li>・虐待防止対応規程及び身体拘束ガイドラインについて</li> <li>・支援業務マニュアル集について</li> </ul>
	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況について</li> <li>・第三者評価受審結果について</li> <li>・虐待防止セルフチェック結果について</li> <li>・給食嗜好調査結果について</li> </ul>
31年度 元年度	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度事業報告及び平成31年度事業計画について</li> <li>・利用者の状況について</li> <li>・虐待防止対応規程及び身体拘束ガイドラインについて</li> <li>・支援業務マニュアル集について</li> </ul>
	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況について</li> <li>・満足度調査の結果について</li> <li>・各委員会・業務係への付託事項等について</li> </ul>
	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況について</li> <li>・県実地指導の結果について</li> <li>・虐待防止セルフチェック結果について</li> <li>・「障害児入所施設の機能強化をめざして—障害児入所施設の在り方に関する検討会—」(国報告)について</li> </ul>
2年度	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信濃学園福祉サービス評価委員会設置要領</li> <li>・委員会名簿</li> <li>・令和2年度信濃学園業務概要</li> <li>・新型コロナウイルス感染対応について</li> <li>※新型コロナウイルス感染防止の観点から中止することとし、委員に上記資料を送付した。</li> </ul>
	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者満足度調査結果について</li> <li>・学園通信</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応について</li> <li>※新型コロナウイルス感染防止の観点から中止することとし、委員に上記資料を送付した。</li> </ul>

## エ 福祉サービス第三者評価（3年に1回受審）

平成28年度以降では30年度に、第三者（県の認証を受けた民間の評価機関）による評価を受審している。この第三者評価を受けることで新たな気づきがあり、これからの信濃学園のあり方やサービス向上のための検討につなげることが出来ている。評価結果は信濃学園のホームページに掲載されている。（外部リンク）

## (2)情報公開

信濃学園では、個人情報以外の情報を広く県民に公開して、信濃学園についての理解を得る努力をしている。

信濃学園のホームページには、事業計画書をはじめ職員の行動指針、組織体制、第三者評価の受審結果等を掲載し、誰でもが閲覧できるようになっている。また、広報紙「信濃学園通信」では、年3回刊行して、信濃学園の動きやその時々情報を発信している。

情報公開は、「開かれた施設」を実現するためには必要なことである。

## 6. 保護者及び関係機関との連携

民法では20歳未満の者（未成年者）は、親権に服することになっており、親権者（保護者）には、未成年者の養育監護が義務付けられている。児童福祉施設への入所についても保護者による同意あるいは契約締結などが必要になっていて、入所利用者に関わる一切について保護者の判断を仰がねばならない。したがって保護者との連携は不可欠である。

また、利用者を支えるにあたっては、利用者の地域移行の手続きの相談や保護者自身の生活等に配慮するなど、保護者（家族）を支えることが必要であり、そのためには関係機関との連携が必要となっている。

### (1) 利用者と家族 …保護者との連携

信濃学園への入所理由はさまざまであるが、何らかの家庭事情による場合が多くを占めている。家族は、本人にとって最も良い選択肢として信濃学園への入所を選んだのであり、したがって本人にとって望ましい生活が送れるようにサポートするのが信濃学園の役割となっているのである。保護者・家族の意向を汲む機会としては、契約締結時の話し合い、個別支援計画策定時の懇談、ケア会議（支援会議）の時などがある。

しかし、入所に至った理由によっては、保護者と連絡をとれない場合もある。やむを得ぬこととはいえ、児童である利用者にとって、家族と断絶せざるを得なかった状態は、心身の発達上からは好ましいことではないのである。

### (2) 関係機関との連携

関係機関との連携については、松本養護学校、児童相談所、市町村、相談支援センター、医療機関などと、以下の内容を主に実施した。

- ・ケア会議（支援会議）の相談調整（随時）
- ・受け入れ希望施設への事前訪問相談（随時）
- ・児童相談所との連絡調整（随時）
- ・松本保健福祉圏域の自立支援協議会への定期的な出席（平成25年度から）
- ・各利用者出身圏域の総合相談支援センターへの相談、訪問（随時）

#### ケア会議実績

年度	H27	H28	H29	H30	H31/R元
件数	105	57	97	97	64

## ア 松本養護学校(本校・分室)との連携

小学部1年生から6年生までは、松本養護学校信濃学園分室に、地域からの通学児童とともに登校している。中学部生から高等部生までは、松本養護学校(本校)へ信濃学園のマイクロバスによって登校している。

学校とは日々の電話連絡のほか連絡帳、担任と担当職員による個別懇談、ケア会議(支援会議)、学校・学園連絡会などによって、統一した支援と教育の連携を図っている。

## イ 児童相談所との連携

児童相談所は、措置入所の決定機関であり、また契約入所の場合の意見通知機関である。特に措置入所利用者については、自立支援計画の策定から退所に至るまで児童相談所が関係を持ち、信濃学園と協力して家族・保護者への指導・支援を行うことになっている。

## ウ 市町村との連携

市町村のこども福祉課、障がい福祉係などは、障がいがある人が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス支給や各種手当支給、医療面での補助給付等の総合窓口であり、生涯にわたってを障がい者を支えてくれる機関である。

信濃学園の場合は、当該市町村から入利用者の状況調査を受け入れるなど、関係が深い。特に地域移行に向けては、市町村が障害者総合支援法上の実施主体であることから、入所利用者のケア会議等に積極的な参加を願っている。

## エ 障害者総合相談支援センターとの連携

地域にある社会資源を活用して、利用者のニーズの実現をサポートする機関であり、入所利用者の地域移行に向けて要となる機関である。コーディネーターとよばれる職員が、利用者の状況を把握して、保護者への支援や関係機関との調整なども行っている。

利用者の多くは、自分が生まれた地域あるいは家族がいる地域に住みたいという希望を持っている。移行先として、家庭かグループホームか、または障害者支援施設(入所)かのいずれかの選択をしなければならないが、こうした時も力となる機関である。

## オ 医療機関との連携 …詳細は、保健衛生の項を参照のこと

信濃学園の利用者の多くは、向精神薬を服用している。医療機関との連携は重要であり、非常に密接である。



### コラム 松本養護学校からの寄稿

#### 「信濃学園と松本養護学校との連携」

松本養護学校教頭 中島 勇吾

本年度、松本養護学校本校には、高等部生8名中学部11名計19名の生徒が通っている。本校には201名の児童生徒がいるので、約1割が学園生ということになる。また、学園の隣の松本養護学校信濃学園分室には10名の小学部の児童が通っている。本校にとっては信濃学園との連携はとても重要である。

例年であれば、4月に学校と学園の連絡会を行い、顔を合わせて書類のやり取りの手順や年間行事計画を確認して、運営している。しかし本年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため連絡会は行われなかった。また、学校も入学式や始業式は行ったもののすぐに臨時休業に入ってしまった。5月の終わりまで休みが続いた。この間、学園生は1日も学校に登校することはなく学園で生活を送っていた。コロナウイルスの対策であまり外にも出ることもできなかつたであろうと考えると、学園の支援員さん方のご苦労は相当のものであつたらうと頭が下がる思いである。

10月に入り、感染症対策をしながらではあるが、学校もかなり平常に戻りつつある。本年度できずに来た学園の支援員の方と本校職員との懇談会も始まった。これからも信濃学園の支援員の方と本校職員が手を携えて、学園で生活する児童生徒の成長のために力を尽くしていきたい。

#### 「子ども達の成長を願って!同一步調で!」

松本養護学校信濃学園分室主任 今村 志保

信濃学園分室(以下分室)の一日は、信濃学園の子ども達が支援員さんと共に登校してくるところからスタートする。笑顔で登校する子どもを見てほっとする一方、表情の暗い子どもがいると、今日一日の学校での生活が心配になる。しかし、支援員さんから子ども達の健康状態や睡眠、排泄、友だちとの関わりなど学園での様子を聞くと、子ども達の朝の状態が分かり、その日の子ども達への支援の足掛かりとなっている。下校時には分室職員が子ども達を信濃学園の玄関まで送り、その日の学校の様子を短時間伝えている。毎日のほんのわずかな時間のやり取りだが、その日の子ども達の気持ちの安定ややる気に大きく関係しているので、分室の職員にとっては欠かせない時間であり、大切にしたい時間である。このように信濃学園と連絡を取り合い連携する場面が日々たくさんある。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、新年度スタートしてすぐに臨時休校になり、子ども達が登校しない日が続き、毎日の連絡もできない状態だったが、お互いの支援計画の中で共通するねらいを、信濃学園で支援していただいたおかげで、休校明けの子ども達は成長した姿で登校し、そこから学校生活をスタートすることができ、改めて信濃学園と分室のつながりを感じた。

今後も小さなことでも連絡を取り合い、同一歩調で子ども達の成長を見守れる間柄でいられたらと思う。

## 「信濃学園との連携について」

松本養護学校 進路指導主事 青木 正弘

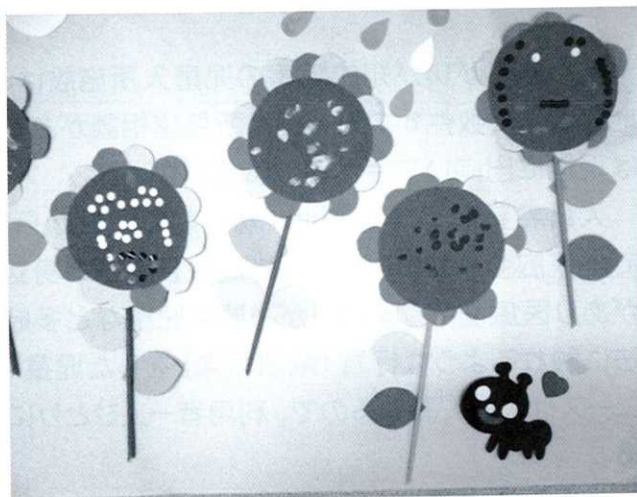
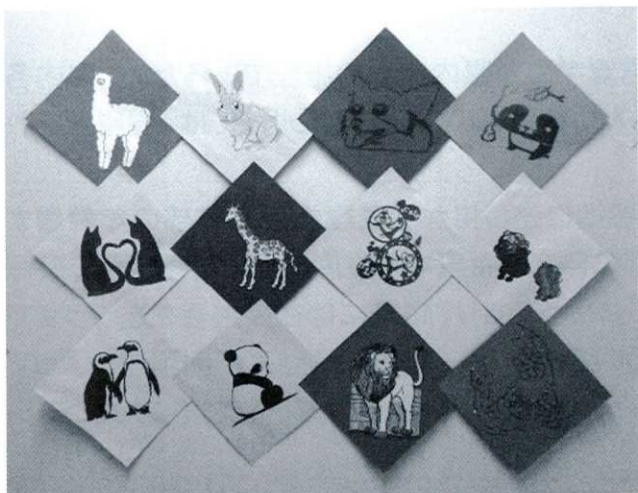
信濃学園(学園)と松本養護学校(松養)は生徒の生活と教育を支えていて、連携を取りながら支援を進めている。

一方の活動や生活が、もう一方の場での言動に影響するという事は少なくない。毎日の送迎の際やノートで様子を伝えあったり、支援会議で生徒の背景についても情報を共有したりして、支援に役立っている。

高等部では、「産業現場等における実習」(現場実習)があり、事業所での仕事や活動を経験することで、卒業後の進路を考える大切な機会になっている。学園から通学する生徒も、学校近くや学園から通える事業所で実習をしている。必ずしも卒業後の進路先ではないが、学園や学校以外の場所での体験を積み重ねることで将来の生活に備えることができると考えている。学園の方には、実習先へのあいさつ、通学バスでの送迎や昼食の用意などで協力いただいている。

卒業時の進路決定では、学園を中心に進めていただいている。学園の生徒は日中活動の場だけでなく、生活の場も併せて考えることがほとんどで、地域も松本地区に止まらない。いくつもの条件をクリアしていくのは難しいが、何度も支援会議を開き、本人や保護者の希望を行政・福祉を含めた関係者が共有しながら進めている。学校は現場実習という形で事業所の体験ができるようにしている。

これからも、学園と学校は太いパイプを維持しながら生徒の支援にあたっていききたいと思う。



## 7.入所、退所及び地域生活移行の支援と調整

信濃学園の持てる機能を十分に発揮させて利用者の療育ニーズに応えられるように入所を促進することが必要になっているが、同時に、信濃学園での在籍期間に限りがあることから、利用者にとって最善の移行先を探すことが重要な支援となっている。信濃学園では、こうした入退所の支援を調整する担当職員を置いて、保護者との相談や関係機関等との支援会議（ケア会議）を綿密に行って、利用者に不利益が及ばないよう努めているところである。

## (1)入所の実情

## ア 入所状況

区分	年度	入所前			合計
		家庭から	他の施設から	その他	
	27	1	1		2
	28	4	2		6
	29	2	3		5
	30	3	1		4
	31/元	2	1		3

入所経路としては、養育不全（児童虐待）で児童相談所を通じて、家庭（在宅）から入所するケースが多い。他の施設からの入所については、児童養護施設から専門的療育と社会的養護が必要と診断され、施設変更するケースが多い。医療型障害児入所施設からの相談もある。

## イ 新規入所相談支援会議参加実績

年度	27	28	29	30	31/元
件数	12	14	14	10	6

※入所相談があっても信濃学園に入所しなかったケースも含む

主たる障がい知的障害の児童入所施設は、信濃学園が県内唯一の施設であるため、県内各地から年に数件ずつ新しい入所希望相談がある。入所希望者の相談内容によっては、要望があれば現地に出向いて会議等に参加している。

入所希望者の年齢層は、就学前の児童から思春期に差し掛かる養護学校高等部の年齢層まで幅が広く、障害の程度も排泄や食事など身辺面の自立を希望する重度の児童、身体面の疾患があり医療面のフォローが必要な児童など多岐にわたっており、以前には社会生活を送るうえで法に触れるような行為（触法行為）をした児童を受け入れたケースもあった。入所利用者によってニーズは大きく異なるので、利用者一人ひとりに添った個別支援計画を作成し、支援にあたっている。

## (2)退所の実情

### 退所状況

区分	年度	退所後の移行先				
		家庭	他の施設へ	グループホーム (ケアホーム)	その他	合計
	27		3	3		6
	28	1	1			2
	29	1	2	1		4
	30		4	1		5
	31/元		1	1		2

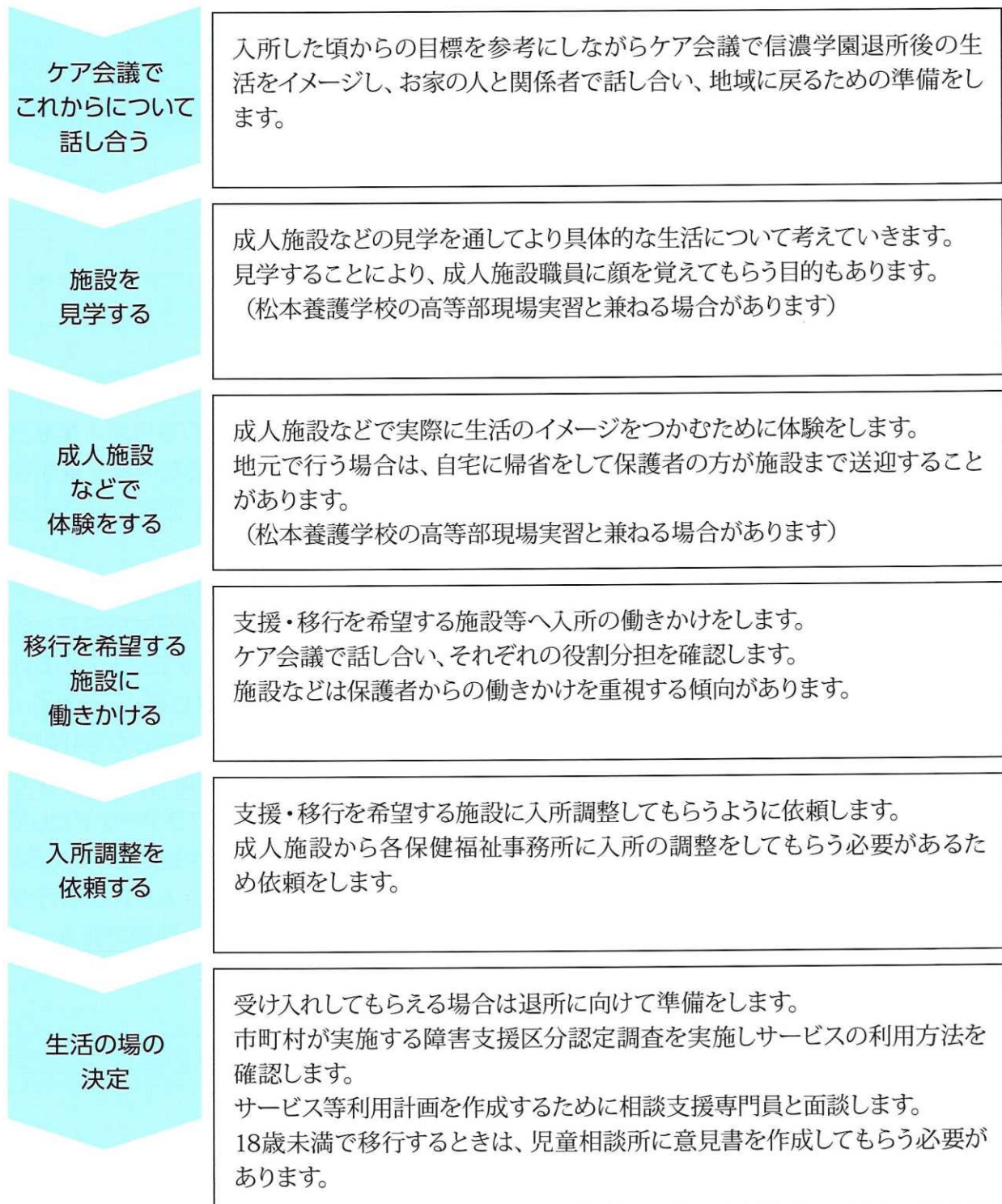
移行先については、他の施設（成人の入所施設）もしくはグループホームへの移行が大半を占めており、家庭復帰したケースは2件である。各年度とも移行の対象になっている利用者全員が退所できたわけではなく、毎年1名ほどが、やむを得ず特例により18歳を過ぎても信濃学園で生活している。

長野県内では成人施設、グループホームともに定員に空きのあるところは少なく、また空きがあっても入所を希望する利用者の障がい程度が重度であるため、成人施設側から対応困難との理由で受け入れを断られる場合もある。信濃学園での生活から社会に出て生活するにあたっては、実際の生活に大きなギャップがあり、様々な体験を積む機会が必要であると感じる。

家庭復帰する場合は、複数の障害福祉サービスを利用することとなるので、必要となる計画相談（障害福祉サービス等計画）をはじめとして、利用予定となる事業所等へのスムーズな移行ができるよう配慮している。施設入所・家庭復帰いずれにしても、退所後についてもアフターケアとしてケア会議に参加し、退所者の様子を確認するとともに、移行先での生活の助言等も実施している。

信濃学園が児童の施設として機能していくためには、18歳以上の利用者のスムーズな移行が前提となるが、現時点では一部ではあるが、そのようになっていないことが大きな課題である。

利用者の地域移行又は施設移行への流れ（フローチャート）



## 8. 広報活動

信濃学園では、地域の方々及び関係機関に信濃学園を知ってもらうことを目的に、次のような内容の広報活動を、広報委員会を中心に行っている。

活動内容は次のとおりである。

### (1) 信濃学園通信発行

信濃学園通信は、信濃学園の広報紙として年3回発行しており、行事の様子や利用者の生活状況、支援の取り組み状況、成果、課題などを掲載し、保護者及び関係機関等に配布している。題字は利用者による手書きを使用している。(資料P79～82)



信濃学園通信 118号



信濃学園通信 119号

### (2) ホームページの更新

信濃学園が開設しているホームページを随時更新し、信濃学園の活動・事業について掲載し、発信している。

### (3) 信濃学園パンフレットの作成

信濃学園紹介のため、生活や組織体制、利用するための手続き等を盛り込んだパンフレットを作成して来訪者や関係機関に配布し、理解を得るための助けとしている。

### (4) カレンダー製作

毎年、利用者の作品を素材として使用し、カレンダーを製作し、近隣住民の方々や関係機関にも配布して活用いただいている。



2016年



2017年



2018年



2019年



2020年

### 9.地域に根差した施設として

信濃学園は、施設行事、利用者の活動、福祉サービス評価、縫い物縫製、環境整備等において、地域の方々からご支援、ご協力をいただいている。様々な形で地域の方が信濃学園の活動に参加することは、閉塞された空間になりがちな施設にとって、地域に開かれた施設を作るよい機会となっている。

しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の方が参加する行事や、ボランティアの受入れ等を中止または延期した。今後、どのように地域交流を深めていくか、コロナ禍における新しい生活様式にあった実施方法を検討する必要がある。

#### (1) 地域との交流

毎年秋に開催するのびろ祭では、多くの地域の方々にボランティアとして、また来場者として参加していただき、交流を深めることができた。また、信濃学園利用者が、波田地区文化祭等地域の行事・イベントに積極的に参加した。



のびろ祭の様子



地域のボランティア団体にご協力いただいた餅つき会の様子

#### (2) 防災における相互協力

平成23年、信濃学園は長野県波田学院とともに松本市波田20区町会と地域防災協定を締結した。その協定に基づき毎年1回、防災懇談会を開催し、地域防災に関する研修、情報交換、意見交換を行った。



地域防災懇談会の様子

## 10.各種研修

### (1)職員研修

目的…専門的な支援を行うために、信濃学園の業務計画や職員行動指針では、職員が研鑽を積むことを謳っており、これに基づいて全職員を対象にした職員研修を実施している。

職員研修は、年2回実施しており、職員が参加した外部研修の伝達講習をはじめ、招聘した講師の講義を聴くなどして必要な事柄の習得により、信濃学園全体の支援の質を高めることを目的としている。特に伝達講習では、各人が講師となり、パワーポイントを用いて参加してきた研修の要点を他の職員に発表し伝える方式をとっており、発表者自身の再研修ともなっている。年2回の研修のうち、1回は虐待防止についての研修を必ず実施し、職員の意識向上に努めている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、少人数のグループ毎で実施した。



### (2)外部の研修

信濃学園では、積極的に外部研修への参加を奨励している。

長野県社会福祉事業団で行う、レベルアップ研修や実務研修等への参加をはじめ、他団体主催の諸研修への参加も行っており、これらの内容が職員研修の際に伝達されるのである。

### (3)ケース検討会

ケース検討会の目的…各班によるケース検討を行う中で意見を交換しあいながら情報交換の場を設けるとともに、アドバイザーからの意見を聞くことで知識を深め、日々の業務に活かすこと。

平成30年度より実施している。各班から利用者のケースをあげてもらい、支援課、総務課、当日勤務者にて検討を行う。各専門職がアドバイザーを行ったり、外部研修等で用いた方法（冰山モデルなど）を使用したりなど、検討方法は自由である。その為、その時の議題に合わせた柔軟な方法で検討できる。各班だけでなく、他班、総務課など職員全体から意見を聞ける貴重な時間となっている。





## おわりに

### これからの信濃学園 ……利用者と共に……

支援課係長 小松 聖司

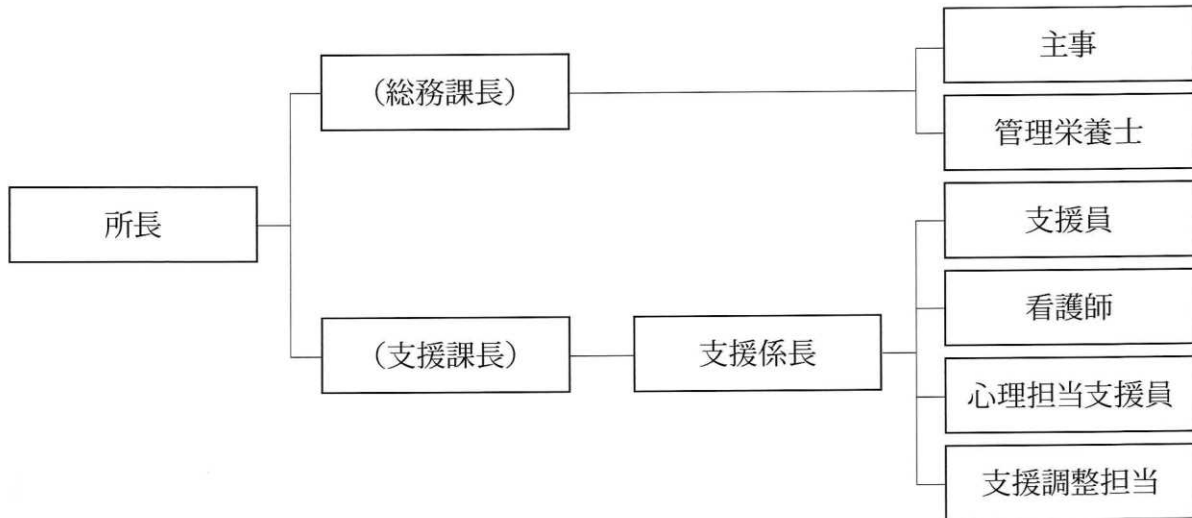
昨年、古い書類が積み重ねられていた部屋を整理する機会がありました。今回の実践記録集を編纂するにあたって参考にした『20年のあゆみ』『25周年誌』『30年のあゆみ』『創立50周年記念誌しなの』の他に、昭和の時代から蓄積された実践の記録、当時の活動や生活の様子が収められたアルバムやビデオがたくさん出てきました。その時代の利用者の息吹を感じることができたのと同時に、先輩職員方のたいへんなご苦勞の歴史を垣間見ることができました。記録を拝見して、傍からみれば地味にみえる一連の動作を、毎日毎日、コツコツと繰り返して、小さな成果を積重ねていくことが、いかに尊くて難しいことであるのかを痛感しました。そして、現在の我々の業務は、開所当時から積重ねられ、受け継がれた努力の結晶のもとに初めて成立するということ、あらためて認識しました。思い出を記憶にとどめるのみならず、正しく記録することで自ら省みる機会をつくるとともに、少しでも後人の糧にしようとする精神は、我々も引継いでいきたいと思えます。

約70年に及ぶ信濃学園の歴史のなかで、平成23年4月から長野県社会福祉事業団（以下、事業団）が指定管理者として信濃学園の運営をしてまいりました。平成23年からの5年間の実践記録集（平成28年3月出版）は、県立県営から事業団への運営に移り変わるなかで、事業団として信濃学園運営の基礎固めをしてきた足跡の記録でした。平成28年4月に事業団が指定管理の再指定を受け、引き続き運営を任せられました。今回の実践記録集は、徹頭徹尾、事業団が運営をした5年間の成果です。前回の記録集のこのページには、「平成28年度からの5年間は「事業団の独自性と総合性を活かした運営の充実期とすべく、更なる取り組みを求められる」と記してありました。信濃学園は、県下唯一の福祉型障害児入所施設であり、専門的な支援方法を取り入れて、入所利用者の皆さんの安心安全で豊かな生活とたゆまぬ発達の伸長を指向するとともに、地域の社会資源として自らを機能させることが求められております。この要請に「独自性と総合性を活かした」成果が残せたか否か、今回の記録集を通して皆様に評価していただくこととなります。

事業団は、令和3年4月からの指定管理の再指定を受け、信濃学園の運営を引き続き任せられることになりました。主役である利用者の皆さんが在籍中に安心して生活を送ることができ、そして、希望をもって退所後に大きな舞台でその人らしさを発揮できるように引き続き支援ができることは、喜ばしく、そして、誇りに思います。先輩方が築き上げてこられた歴史に恥じることはないよう、今後も気を引き締めて取り組んでいく所存であります。これからも変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げます。

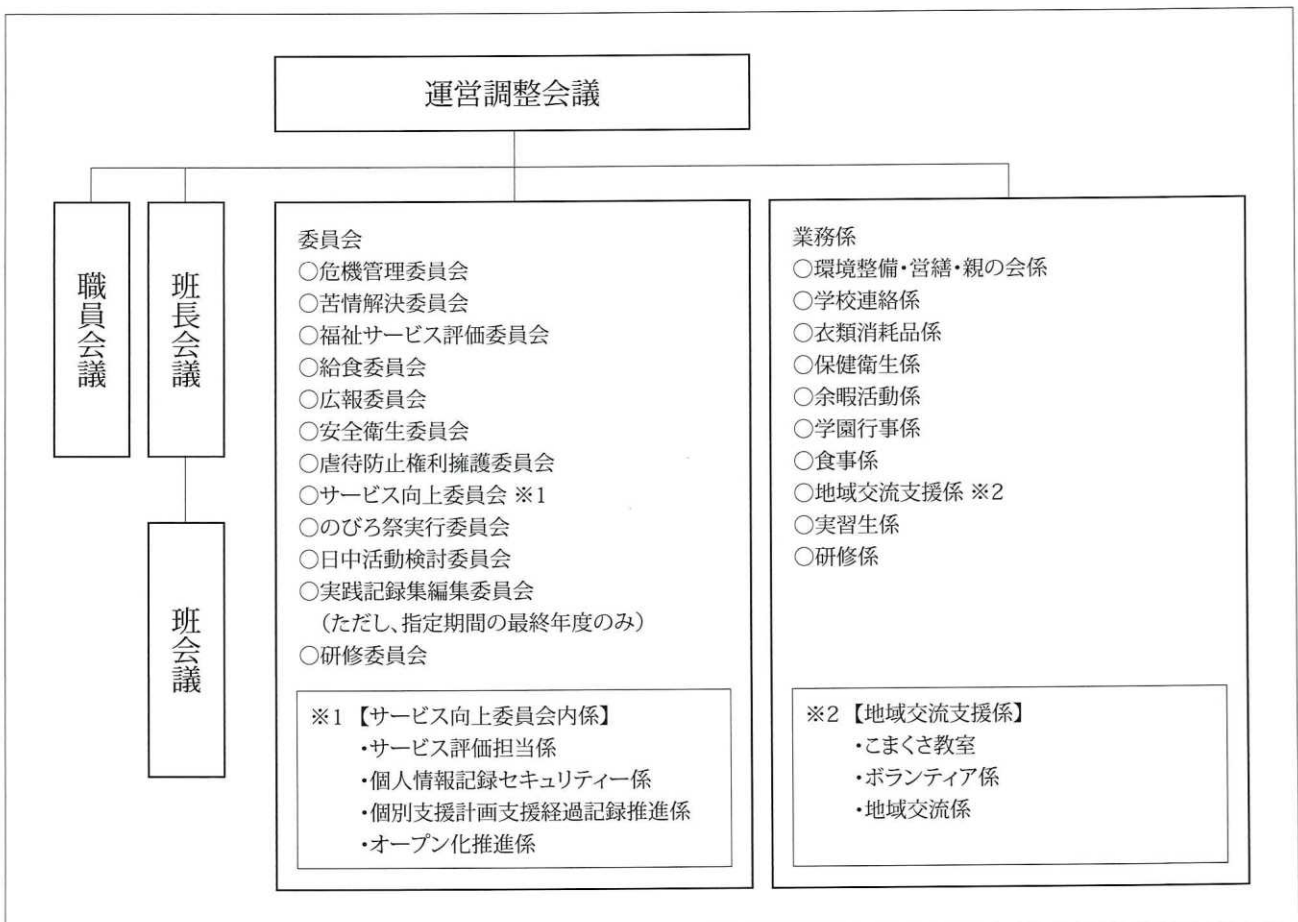
〈資料〉

○ 信濃学園の組織図 (令和2年度現在)



○ 信濃学園の会議・委員会・業務係 (令和2年度)

信濃学園では、次のような会議、委員会及び業務係を設置していて、学園の運営や利用者支援に関係している。



## 福祉型障害児入所施設 信濃学園利用概況 (令和2年4月1日現在)

- 1.開設 昭和26年(1951年) 4月
- 2.定員 30名
- 3.現員 29名

	男性	女性	計
措置入所	9	6	15
契約入所	10	4	14
計	19	10	29
幼児	0	0	0
小学部	5	5	10
中学部	8	3	11
高等部	6	2	8
18歳以上	0	0	0
計	19	10	29

出身地域	人数
東信	4
南信	5
中信	14
北信	6
計	29

### ◆平成27～31・令和元年度入退所者数

GH=グループホーム

年度	入所者数(人)		退所者数(人)	
27年度	2	在宅から(男子1) 他施設から(男子1)	6	GHへ(男子3) 他施設へ(男子3)
28年度	6	在宅から(男子2・女子2) 他施設から(男子2)	1	自宅へ(男子1)
29年度	5	8・21 男子 他施設から 9・22 女子 他施設から 2・6 男子 他施設から 3・23 男子 在宅から 3・26 男子 在宅から	4	6・8 女子 他施設へ 7・26 男子 他施設へ 1・17 男子 GHへ 3・28 男子 自宅へ
30年度	4	11・12 女子 在宅から 2・5 男子 他施設から 3・22 女子 在宅から 3・25 男子 在宅から	5	11・9 女子 GHへ 1・7 男子 他施設へ 1・18 女子 他施設へ 3・13 男子 他施設へ 3・29 男子 他施設へ
31年度・令和元年度	3	4・3 男子 在宅から 2・20 女子 在宅から 3・23 女子 他施設から	2	1・22 女子 他施設へ 3・18 男子 GHへ

### 4.障害程度別状況

障害程度	療育手帳				計	%	備考
	療育手帳	男性	女性	計			
重度	A(A1)	10	6	16	55.2		
	A(A2)	0	0	0	0.0		
中度	B(B1)	7	2	9	31.0		
軽度	B(B2)	2	2	4	13.8		
不明	不所持	0	0	0	0.0		
計		19	10	29			

### 5.合併障害別状況

※重複あり

障害程度	男性	女性	計	%	備考
てんかん	2	1	3	10.3	
肢体不自由	1	2	3	10.3	
自閉的傾向	13	5	18	62.1	
慢性疾患等	4	3	7	24.1	

## 信濃学園「さわやか宣言 21」(職員行動指針)

私たちは、誰もがかけがえのない人生をより豊かに生きていける、個人の尊厳と平等に立脚した社会の実現を願っています。

どんなに重い障がいのある利用者であっても、一人ひとりの生き方が大切にされ、豊かで輝いたものでありたいと(あってほしいと)考えます。

学園は障がいのある利用者の限らない成長、発達のための支援と、家庭への支援という専門的役割を担っています。

私たち職員は、県民のニーズに応えながら、利用者が主役となる新しい時代にふさわしい施設づくりに努めなければなりません。

私たち職員は、利用者の人格及び尊厳を尊重して接することを基本とし、障がいのある利用者の支援者としての役割を自覚して、いつも利用者の笑顔が輝くより豊かな生活を創りあげていくために、この「職員行動指針」を作成し、日々実践することを宣言します。

### 基本理念

- 1 私たち職員は、障がいのある利用者一人ひとりが、かけがえのない人生を歩んでいることを認識し、その個性と人格を尊重した支援を進めます。
- 2 私たち職員は、利用者には障がいがあっても限りなく成長、発達していくことを理解して、いつまでも励ましや賞賛を忘れません。
- 3 私たち職員は、常に支援者としての立場を自覚して利用者と共に行動し、快適に暮らせる施設づくりに努めます。
- 4 私たち職員は、県立施設としての役割と専門性を認識し、保護者をはじめ関係機関や地域住民、ボランティアと手を携えて、地域と共に歩む施設づくりに努めます。
- 5 私たち職員は、支援者としての専門性を高めるため、常に研鑽に努めます。

### 行動指針

#### (人権の尊重)

- 1 職員は、利用者に対していかなる理由があっても、体罰は一切しません。
- 2 職員は、利用者に対してからかい、侮蔑、嘲笑などの差別的な態度はとりません。
- 3 職員は、利用者の人格を尊重した呼称を使います。愛称、呼び捨て及びあだ名では呼びません。
- 4 職員は、利用者への支援にあたっては、プライバシーの保護に配慮します。  
(例 一 着替えや排泄、入浴の際は、扉やカーテンを閉めるなど)

#### (利用者が生活の主役であるために)

- 5 職員は、支援者として利用者が安心感を持てるような態度で臨みます。(命令的や否定的な言葉を慎みます。職員側に落ち度がある時は謝罪します。むやみに大声で注意したり呼びついたりしません。)
- 6 職員は、利用者の個々の性格や生活のペースを尊重し、一方的な理由で行動を強要しません。(例 一 移動する時は、むやみに押ししたり引っ張ったりしないなど)
- 7 職員は、利用者の長所やがんばりなどを積極的に認め、自立していこうとする力を支援します。
- 8 職員は、利用者が楽しい雰囲気の中で生活できるように工夫して取り組みます。  
(例 一 ゆとりある食事、入浴、自由時間など)

### (一人ひとりの利用者にふさわしい支援)

- 9 職員は、利用者一人ひとりの障がいや能力に応じた個別の支援計画を充実させて支援を進めます。
- 10 職員は、青年期にある者に対しては、大人としてふさわしい日課や社会性を広げるための活動を工夫して支援します。
- 11 職員は、利用者の健康管理、安全確保、体力に配慮した支援に努めます。
- 12 職員は、利用者が不安定の時や興奮した状態にある時、感情的にならず行動の背景を理解し、冷静に対応します。
- 13 職員は、意思疎通の困難な利用者について、個別にコミュニケーション手段を工夫するなどして意思伝達能力の向上を図ります。
- 14 職員は、利用者の自傷、他害その他の危険な行為を防止する時には、必要最低限の抑止にとどめます。
- 15 職員は、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ず特別な規制をする場合は、信濃学園が定める判断基準に基づき必要最低限にとどめるとともに、保護者に十分な説明を行い同意を得ます。

### (利用者、保護者に対する情報の提供)

- 16 職員は、利用者の個別の支援計画、支援の状況、生活の状況に関する情報は常に保護者と共有し、共同して支援にあたります。
- 17 職員は、利用者に対して、できるだけわかりやすい形で学園の日課、行事予定、職員の勤務などの情報を伝えます。

### (地域の中の施設として)

- 18 職員は、学園が常に利用者の保護者をはじめ、関係機関や地域住民から支えられていることを認識し、開かれた施設づくりに努めます。
- 19 職員は、県立の専門的機関としての役割を認識し、家庭支援をはじめ県民のニーズに応えられる利用しやすい施設づくりに努めます。

### (支援の専門職であるために)

- 20 職員は、利用者の支援の専門職としての誇りと自覚を持ち、自己研鑽を積むと共に、職員集団としての支援技術、資質の向上に努めます。
- 21 職員は、この宣言をより実践的な宣言とするために、各自自省に努め、職員会において実践されているかを相互に確認します。

附則 この宣言は、毎年全職員により見直していくものとします。

2001年（平成13年）	4月1日	施行
2005年（平成17年）	4月1日	一部改正
2007年（平成19年）	4月1日	一部改正
2007年（平成19年）	10月1日	一部改正
2011年（平成23年）	4月1日	一部改正
2016年（平成28年）	4月1日	一部改正

## 信濃学園新型コロナウイルス感染対策基本方針（令和2年9月17日施行版）

令和2年9月17日改正

新型コロナウイルス感染対策について、国、県及び事業団本部の通知及び基本方針等に沿って対応することとし、感染経路遮断の観点（施設内に持ち込まない、持ち込ませない）から信濃学園における具体的な対応を次のとおり定める。

### 1.利用者に関すること

- (1) 職員は、利用者が可能な限り「新しい生活様式」に基づく行動ができるよう支援する。
- (2) 1日2回検温を行う。（朝食前、就寝前）ただし、体調不良等により回数を増やす場合がある。
- (3) 発熱等の風邪症状がみられた場合は、個室対応、インフルエンザ罹患時の対応に準ずる。
- (4) 「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある場合又は発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合は、保健所に設置されている「有症状者相談窓口※」に電話連絡し指示を受ける。  
※松本保健福祉事務所:0263-40-1939又は0263-47-7800
- (5) 新型コロナウイルスに関する一般的な相談については県庁（県庁保健・疾病対策課）に設置されている「一般相談窓口※1」又は長野県障がい者支援課担当者※2（事業所の運営に関する相談等）に連絡する。  
※1 026-235-7277又は026-235-7278 ※2 026-235-7103
- (6) 不特定多数の人が集まる場所への外出（ドライブ、散歩）は行わないことを原則とし、外出する場合は次の予防策を徹底する。
  - ア 外出の際は、利用者、職員共にマスクを着用し、アルコールを持参し、適宜利用者の手指消毒を行う。
  - イ 人ごみを避け、外出中の飲食は行わない。
  - ウ ドライブ外出の際、降車しないことを原則とする。
  - エ 外出の際にやむを得ずトイレに行く場合は、人ごみを避け、商業施設等のトイレは使用しない。
  - オ 通院は状況により、病院に確認し、職員のみとする場合がある。
- (7) 天候と利用者の特性を考慮し、こまめに寮内の換気を行う。（目安:1日4回）
- (8) 手指がよく触れる場所のアルコール湿式清拭をこまめに行う。

### 2.職員に関すること

- (1) 「新しい生活様式」に基づく行動、対応を行う。
- (2) 直近1週間の新規感染者数が10万人当たり2.5人以上の都道府県への行き来は厳に慎む。やむを得ず行き来する際は、所長又は係長に申告し、帰宅後は2週間の自宅待機とする。また家族等（知人・友人）の帰省、会食等の濃厚接触も含む。
- (3) 出勤前自宅にて検温を行い、出勤時、職員玄関の体温記録表へ記入する。また、検温を忘れた場合は、職員玄関に置いてある体温計で測定する。
- (4) 37.5℃以上の場合には出勤をしない。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の扱いとする。
- (5) 37.5℃以下でも風邪症状等が認められる場合は、所長又は係長に電話連絡し、出勤についての指示を受ける。
- (6) 同居の家族が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、最低2週間自宅待機とする。その他、同居の家族が濃厚接触者と疑われる場合は所長又は係長に電話連絡し、出勤についての指示を受ける。
- (7) 「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある場合又は発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合は、保健所に設置されている「有症状者相談窓口※」に電話連絡し指示を受ける。  
※松本保健福祉事務所:0263-40-1939又は0263-47-7800
- (8) 夜勤室等の換気をこまめに行う。
- (9) 手指がよく触れる場所のアルコール湿式清拭をこまめに行う。
- (10) 新型コロナウイルスの問題に起因し、「眠れない、不安で落ち着かない」など心の健康に関する相談は、県精神保健

センターに設置されている「心の相談窓口※1」に相談する。

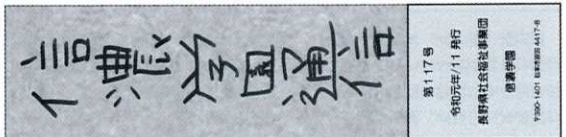
※1 県精神保健センター:026-227-1810 (平日8時30分～午後5時15分)

### 3.外部関係者に関すること

- (1) 「新しい生活様式」に基づく行動、対応を行う。
- (2) 以下の事項については、**長野県が定める松本圏域の感染警戒レベルが2以上の場合は、中止とする。また、来園者  
在住の圏域の感染警戒レベルが2以上の場合も、中止とする。**
  - ア 利用者の帰省、外出及び面会(※県内感染警戒レベルが1の場合においても、直近1週間の新規感染者数が10万人当たり2.5人以上の都道府県へ家族が往来した場合は中止とする。)  
**※利用者の面会については、保護者の希望により、リモート面会、窓越し面会、電話、手紙(写真データ送付)  
等の代替方法で実施することができる。**
  - イ 短期入所及び日中一時支援の受け入れ
  - ウ 外部関係者が参加する会議及び行事等
  - エ 外部で実施される会議及び行事等への学園職員の参加
  - オ 施設見学、実習、ボランティアの受け入れ(当面の間は原則禁止)
- (3) 利用者の日常生活に関わる事項、制度に関する手続き及び施設の維持管理に関わる事項は調整し、極力延期または中止とするが、**やむを得ず実施する場合は所長又は係長の指示を受けて、次の予防策を徹底し行う。**(例)理容、療育手帳の再判定、法定点検等。
  - ア 「信濃学園来園者当日健康等チェック票」により、体調、行動歴等を確認し、立ち入りの可否を判断する。なお、可能な限り、事前確認を行う。(2)ア、イ及び理容は必ず事前確認を行う。)
  - イ 利用者の帰省、外出の際は、「健康等チェック票」を帰園時、保護者に提出してもらう。
  - ウ 外部関係者の出入りは正面玄関のみとし、寮内への立ち入りは控えることを原則とする。
  - エ 咳エチケットを徹底し、外来者及び職員はマスク着用、手指消毒後指定の場所で行う。
  - オ 利用者が外部関係者と接触する際は、可能な限りマスクを着用する。
  - カ 終了後、利用者及び職員は、手洗い及び手指消毒後寮に戻る。
  - キ 終了後、外部関係者が接触した環境(机、椅子、ドアノブ等)をアルコール湿式清拭する。(物品は倉庫)
- (4) 物品の受け渡し等は、施設外で行うことを原則とする。(「信濃学園来園者当日健康等チェック票」への記載者を除く)
- (5) 日清医療食品(給食委託業者)職員については、学園の基本方針に準ずることとする。  
この方針は、当面の間適用することとする。なお、今後の状況によっては内容を変更する場合がある。

#### 【参照通知等】

- ・社会福祉施設等における感染症拡大防止のための留意点について(R2.2.24厚労省)
  - ・第4回長野県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料(R2.2.25開催)
  - ・第5回長野県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料(R2.3.12開催)
  - ・第6回長野県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料(R2.3.23開催)
  - ・第5回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議(法定設置)資料(R2.4.14開催)
  - ・第9回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議(法定設置)資料(R2.5.5開催)
  - ・新型コロナウイルス感染症対策本部(第36回)(内閣官房)資料(R2.5.25開催)
  - ・第16回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議(法定設置)資料(R2.7.29開催)
- 令和2年2月26日策定、令和2年3月13日改正、令和2年3月24日改正、令和2年4月8日改正、令和2年4月16日改正、  
令和2年5月7日改正、令和2年5月12日改正、令和2年5月26日改正、令和2年6月17日改正、令和2年7月29日改正  
令和2年9月17日改正

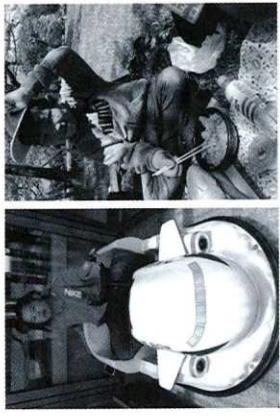


「余暇活動充実にます」  
 充実にます」  
 支援員 北澤 直人  
 信濃学園では長期休みや振替休日の連休時はより多岐的な雰囲気  
 が味わえるよう個別外出やグループ  
 外出、バーベキューパーティ、  
 調理実習に取組んでいます。  
 「私は〇〇に行きたい、〇〇で遊  
 びたい、僕は〇〇を食べたい」等楽  
 しみな要望が沢山ある中で利用者  
 さんたちが自己選択、自己決定し余  
 暇活動を楽しんでいます。プロレス  
 観戦という普段は体験できないよう  
 な事も行いました。支援員も楽し

「プロレスって面白いなあ!!」



み利用者さんの日々変わらないよ  
 うな表情や感情表現が良かれ支援  
 の励みとなっております。次はこれに行  
 く、何をやる、何を食くる」等も利  
 用者さん選にこころを生活の充実に  
 なっています。  
 今後も楽しみや思い出を次増  
 やしよりの思いのある生活が提供で  
 きるよう支援してまいります。



強度行動障害について

支援の難さを知る者、支援員が日々  
 勉強している内容を紹介します。  
 今回は「強度行動障害」についての  
 基礎知識となります。

「強度行動障害とは」  
 自分の体を叩いたり食べられな  
 いものを口に入れる、感情に自分  
 自身を飛び出し本人の健康を損ね  
 る行動、他人を叩いたり物を壊す、  
 大泣きが何時間も続くなど周囲の  
 人のくらしに影響を及ぼす行動が、  
 著しく高い頻度で起こるため特別  
 に配慮された支援が必要になっ  
 ている状態のことを言います。

（強度行動障害に関する用語集）  
 発達障害情報・支援センターより引用）



「強度行動障害」の研修について

支援員 柳沢 善希  
 私は、今年9月に強度行動障がい  
 支援者養成研修に参加させていた  
 だきました。この研修では、強度行  
 動障がいについての基礎的な知識  
 や障がい特性を理解した支援方法、  
 制度等について学びました。また、  
 話し言葉を理解することや気持ち  
 を適切に表現することが難しい状  
 況の疑似体験や事例発表者の行動  
 の背景について考え行動が起これ  
 いる理由を整理する演習も行い、生  
 活を支える上での困難さや不安な気  
 持ちは理解を深めることができました。

研修を通して不安や悩みを軽減  
 し安心して生活を営めるようにす  
 るために※「確認」することから  
 して大切であることを学び、紙カー  
 ドやエスエールボードを使用し  
 視覚的にわかりやすく示した支援  
 を実践しています。  
 今後も利用者さんが安心して生  
 活できるように工夫しながら支援を  
 行っていきたいと思います。

※構造化して、今回やる時間が、  
 次につながるのかなど活動や世  
 中のしくみやまきまのしるしに  
 やすく示す方法を言っています。  
 （強度行動障害支援者  
 養成研修資料より引用）

「のびろ祭を終えて」  
 支援員 役田 あやの  
 「のびろ祭 のびろ祭」こんな気  
 持ちを教えてくれた利用者さんた  
 ちが楽しみに待っていたのびろ祭  
 が十月五日(土)に開催されました。  
 お天気が心配されましたが素晴らしい  
 秋晴れに恵まれて楽しい一日  
 を過ごすことができました。

2019年  
 のびろ祭  
 楽しかったよ!!!  
 by ワトワ君  
 ワトワ君とは...  
 夢業団キャラクター、  
 和と縁という意味が  
 込められています

怒	楽
喜	哀

「のびろ祭を終えて」  
 支援員 役田 あやの  
 「のびろ祭 のびろ祭」こんな気  
 持ちを教えてくれた利用者さんた  
 ちが楽しみに待っていたのびろ祭  
 が十月五日(土)に開催されました。  
 お天気が心配されましたが素晴らしい  
 秋晴れに恵まれて楽しい一日  
 を過ごすことができました。

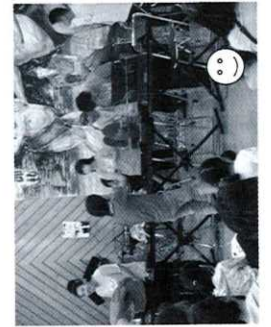


午前は、松本看護学校信濃学園分  
 室の皆さんによる作業がありまし  
 た。利用者さんが緊張しながらも一  
 生懸命取り組む姿、そして、心も身  
 体も大きく成長した姿に胸が熱く  
 なりました。



午後はウケラの遊樂にも演奏  
 会がありました。このウケラも  
 入った本格的な演奏に会場が熱  
 くなりました。来場者の皆様や利用者  
 さんらもウケラや鈴を鳴らし、歌  
 って踊り、大盛り上がりとなりました。

のびろ祭の準備、運営にご協力  
 いただきました。販売店様、ホフンチ  
 ャアの皆様、分室の先生方、ご来場  
 いただいた地域の皆様、保護者の皆  
 様、本当にありがとうございました。





「行事について」

支援員 竹内 馨

利用者の生活に潤いを持たせ、季節感を味わいながら組織の行事に親しむことは、利用者の皆さんの健康や心身の発達に不可欠な要素です。このため、信濃学園では学園行事のほか季節ごとの行事を行っています。実施している行事は五月節や、七月七夕祭り、十二月クリスマス会、一月餅つき会、二月福分ですが、本年度より八月に分業体育館を借りして運動会を新たに開催しました。

今までは準備いっばいのクリスマス、地域の方々に参加いただいた餅つき会、そしてもう一度と来てほしい催し、秋祭りや、来た日まきと、利用者の心に響く行事が行われました。

今後地域の高齢者に運動会という機会を創出するため、毎年の運動会を行ってまいりたいと思います。

行事の思い出

サンタプロジェクト  
図書職員



秋祭り

信濃学園のあひだについて

「地域に根ざした施設」

支援員 小松 智司

信濃学園が設立されてから七十になります。歴史にわたって無事に事業運営ができたことは、ひとえに地域の皆様方のおかげによるものであり、厚く感謝を申し上げます。昭和、平成を乗り超えて迎えた新たな令和の時代においても、皆さんの愛顧をいただければ幸いです。

近年の地域福祉においては、地域住民にも与えらるべき公的支援が運動し、地域を『対し』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現できることが求められています。社会福祉法の改定によって創設された「地域における公道的な取組」の策定に関する業務推進は、

社会福祉法人に与えられた地域の「一顧」としての新たな役割と認識しています。

ところで、地震や台風による被災時には、自力で避難することが困難な高齢者、障がいのある人、乳幼児等といった、いわゆる「要配慮者」の支援体制を整備することが課題のひとつとしてあげられます。これまでの信濃学園は、災害時には地域の皆様にご支援をいただいていた「受け手」としての存在でした。しかし、数年前頃から地域の要配慮者、若くは「何かあったら信濃学園に協力をいただきたい」との言葉をいただくようになりました。これほど「受け手」から「支え合い」に変わる。時代の要請であることとはいえ、地域の皆様から大きな期待と役割を与えていただくことができる存在になれたと思う一方、その役割を果たせるか一抹の不安とともに身の引き締まる思いにもなりました。

被災時に限らず、平日頃から様々な協力体制を整えること自体が「地域における公道的な取組」であることは考えています。地域の拠点の一翼を担えるように、今後も努力してまいりたいと思います。

「地域交流について」

支援員 松村 理

地域交流係は、周辺地域の季節行事やイベントへの参加を促し、利用者の皆さんの社会体験を積み重ねることも、地域の方々との交流を深めることを目的として活動しています。

特に波田地区の夏祭りへの参加は、毎年恒例となっており、賑やかな会場で屋台を回ったり、夜には大きな打ち上げ花火を鑑賞したり、利用者の方々にとって夏の風物詩を味わえる楽しい時間です。

また、周辺の障がい者施設で行われる祭りにも参加させていただき、児童施設では遊んだ雰囲気、他施設での取り組みなどを知ることができ、利用者の皆さんに良い刺激となっております。

行事への参加にあたり、利用者の

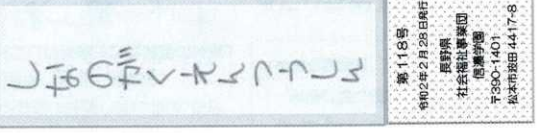
皆さんが安心して楽しめるよう駐車場の配慮など、ご協力ありがとうございます。今後ますます頑張りたいと思います。

「作業療法での取り組み」

心理担当・支援員 齋野 沙織

信濃学園では、入所利用者を対象に、毎月、外部の作業療法士を招いて評価を行っています。限られた時間の中では、施設の生活とは場所を移し、玩具を使ったやり取りを通じて日常生活動作の向上を目指します。

また、知人関係の課題も多く、平成二十九年からは個人のOT（作業療法）では様子の測れない利用者を二人ずつのグループとしてグループOTを始めました。似た課題を持つ利用者同士、自己表現の方法や関わり方を評価してもらっています。定期的に再評価し、個々の課題の抽出や支援へのアドバイスをもらうこともあります。受けたい評価を基に、施設の支援の振り分けや、より良い支援の実践に繋がりたいと思います。



第1118号  
令和2年2月25日発行  
信濃学園  
社会福祉事業部  
〒390-1401  
信濃学園 444-17-6

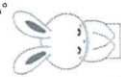
信濃学園 広報誌(3)



【利用者の動向】

一月二十二日、南寮一名の利用者が退所しました。  
二月二十日、南寮一名の利用者が入所しました。

今年度もたくさんのご寄付をありがとうございました。  
ケーキ、スヌーピー、駄菓子等、学園の節で美味しくいただきました。  
図書、衣類もありがたく使わせていただいています。



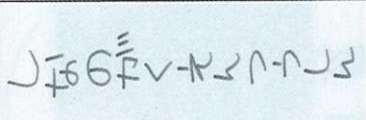
【編集後記】

今年度も学園運営は無事と終了することができました。ご協力に感謝いたします。ありがとうございました。(文)

信濃学園ホームページ

<http://park7.wakwak.com/~shinano/>





第119号  
令和2年6月発行  
長野県  
社会福祉事業団  
信濃学園  
〒380-1401  
長野市東区4417-8

『新型コロナウイルスの口』

校長 豊田 基佳  
令和二年度が始まり約三か月、当学園でも新型コロナウイルス感染症予防対策の日々が続いています。感染予防対策の徹底(検閲)に掛かる時間(持ち込み)から、感染予防対策を徹底してまいりました。  
利用者の皆さんにとっては、外出が制限され、学校が長期休校となり、今まであたりまえにできていた外出や帰省ができなくなったり、制限の多い日々となつてしまい申し訳ないと思っています。それでも、利用者の皆さんがこの間、明るく元気な声かけをくださったこと、救われる思いです。なお、この間、関係団体等から手作りマスクの寄贈や励ましの手紙等をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、保護者の皆様にも、面会、外出及び帰省等の制限をさせていただき、お子さんとなかなか会えないことで、心配を掛けさせていただきました。  
国の非常事態宣言が解除されたことにより、当学園こども園、県及び事業団本部の方針に基づいて、六月以降徐々に制限を解除することとなりました。今後は、条件付きではありますが、面会、外出及び帰省等を実施させていただきます。  
しかし、新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、まだまだ長い時間を要し、ウエス・コナの生活が続くことと見られます。場合によっては、一学年、二年生に広がるかもしれません。第二波、第三波も心配されていることです。  
本当の意味での終息は、予防接種と治療が揃った時点でないと考えています。改めて、新型コロナウイルス

ウイルス感染症の一日も早い終息を願わずにはられません。それと並行し、以前の生活を取り戻せる日々、あじわえる生活を送ることができるとの幸せを感じています。



『令和二年度の取り組み』

園長 上島 知恵  
新年度が始まり、本来ならば利用者さんたちへ、進級や新しい環境に慣れようとする様々な思いの中で、毎日元気に登校しているはずでした。  
三月二十五日に政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定され、県の方針等も踏まえ、信濃学園でもその都度感染症対策を講じてまいりま

した。「ウイルスを早く収めたい」という感染経路遮断の観点から、園舎等の一時中止、医護者の方や外部関係者の方の施設への立ち入りについて制限をさせていただきました。この事を把握し、「理解」に協力いただき感謝申し上げます。今後この不便等のかけ合わせがあるかもしれませんが、この協力を感謝いたします。  
不安な情勢の中でも学園内では、利用者の笑顔や活気溢れる姿に、こちらが安心をもちついています。  
今後も感染症対策を行い、利用者さん、保護者の方、関係機関の皆様、園風が安心・安全に感じられるよう努めてまいります。



職員体制

- 所長兼施設長兼事務課長 豊田 基佳
- 【総務課】
- 栄養士兼主事 山口 晶子
- 主事兼支援員 戸部 淳
- 主事 豊野 美穂子
- 主事兼支援員 豊澤 浩一
- 短時間勤務職員 森川 みどり
- 短時間勤務職員 村山 綾野
- 【文書課】
- 係長(仮置兼運営支援管理責任者) 小松 聖司
- 支援員 俊田 あゆの
- 支援員(調理師) 増野 紗織
- 支援員(文書管理担当) 志水 裕恵子
- 看護師 上島 知恵

- 【こまごま課】1班
- 支援員 上杉 友里恵
- 支援員 矢吹 野々花
- 支援員 白澤 英夫
- 支援員 曲田 行宏
- 【東養】2班
- 支援員 西村 健司
- 支援員 小林 かをる
- 支援員 勝野 孝
- 支援員 伊藤 一寛
- 支援員 立和田 圭吾
- 支援員 平林 さゆり
- 【西養】3班
- 支援員 廣木 賢
- 支援員 北村 健一

- 支援員 内海 亜菜子
- 支援員 中林 仁
- 支援員 飯塚 正浩
- 【園遊】
- 支援員 竹内 智
- 支援員 越 理央
- 支援員 箕井 智子
- 支援員 中田 理恵子
- 支援員 傳田 利佳
- 支援員 山口 智恵美
- 支援員 土屋 紗ゆ
- 支援員 打木 優花
- 支援員 江田 翠

- 支援員 小松 勇樹
- 支援員 三田れい子
- 短時間支援員 明間 莉子
- 短時間支援員 下 奈緒美

【利用動向】  
2月20日 園遊利用者1名  
3月23日 園遊利用者1名  
◎2名の利用申し込みが入所しました。  
3月19日 こまごま利用者1名  
◎1名の利用者さんが入所しました。

【園遊後記】  
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当たり前だった日常が一変し、「当たり前が困難」による日々を過ごしています。当たり前の日々が一日も早く戻ることを願ってやみません。(K・K)

信濃学園ホームページ  
<http://park7.wakwak.com/shinano/>



信濃学園 支援実践記録集  
第2期 指定管理者指定後の5年間の足跡

令和3年3月出版

発行：社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 信濃学園  
実践記録集編集委員会

住所：〒390-1401 長野県松本市波田 4417-8  
電話：0263-92-2078

印刷：株式会社 成進社印刷  
住所：〒390-0815 長野県松本市深志2-8-13  
電話：0263-32-2301